

延長決定

～買い物や通院などのおでかけをサポート～

民間タクシーの利用料金を助成します

■実証期間

・令和7年8月1日(金)～令和8年1月31日(土)(6ヶ月)

令和8年3月31日(火)

■助成対象者

- ・運転免許証を所持していない町内在住の65歳以上の人
- ・運転免許証を所持しておらず、障がい者手帳等を有している人



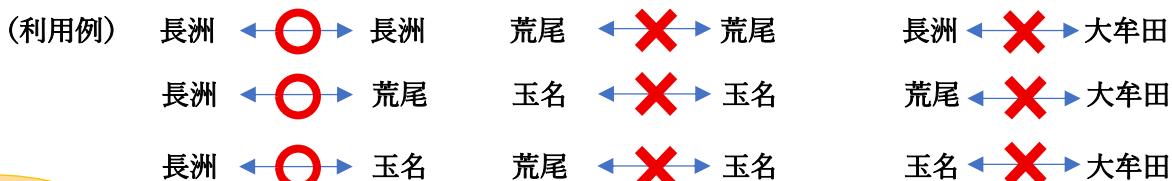
■助成額

- ・町内タクシー会社を利用した場合、利用金額の半額(一回につき上限2000円)
- ※他の料金待遇措置を受ける場合は、その額を控除した料金の半額となります。
- ※福祉タクシーも利用可能です。

■利用区間

・長洲町・荒尾市・玉名市

※荒尾市、玉名市から乗車する場合は行き先を長洲町内とします。



■利用条件

- ・事前に利用登録された人(長洲町内のタクシー事業者を使用する場合に限る)

■利用登録方法

- ・役場2階まちづくり課窓口での手続き
- ・登録申請書を郵送または電子メールで送付(郵便・送付先:役場まちづくり課)
- ・電子申請

■利用登録受付開始日

・令和7年7月7日(月)午前8時30分～

町内タクシー事業者

・ながすタクシー

☎ 0968-78-0011、0120-46-1106

・有明観光タクシー

☎ 0968-78-1441、0120-144-133

◆利用方法◆

- ① 「タクシー利用料金助成登録申請書」を町に提出(新規登録)
- ② 「長洲町タクシー利用料金助成券」を1週間程度で申請者宛に郵送
- ③ タクシーの予約、乗車時に「長洲町タクシー利用料金助成を利用します」と伝える
- ④ 降車時に長洲町タクシー利用料金助成券を運転手に渡し、助成額を除いた乗車料金を支払う

問い合わせ まちづくり課企画調整係 ☎ 0968-78-3239